

令和4年度（2022年度）第2回宝塚市国民健康保険運営協議会 会議要旨

日時：令和4年（2022年）12月1日（木）
午後1時30分から3時30分
場所：宝塚市役所 3-3会議室

報告 第1回会議資料に関する質問の回答について

書面開催となった第1回の資料について、各委員から寄せられた質問に対し、事務局から回答を配布したうえで説明した。

〈主な質疑・意見〉

（事務局） 質問1の財政調整基金について、平成30年度から令和3年度決算見込みまでの年ごとの推移を基金取り崩し、基金の追加、年度末残高の形で一覧表にした。今年度末は約13億円になる予測である。毎年億単位で取崩し、億単位で積み立ての形になるが、令和4年度においては久しぶりにプラスに転じそうな見込みである。

質問2の来庁された市民から、阪神各市と比べ本市の保険税が高いという声があるかについて、比較表はホームページ等では公表していない。そのため、来庁された方から、特に阪神間各市で保険税を比較して、本市が高い云々という話は聞いていない。

質問3の国庫支出金の大幅増の理由だが、国庫支出金は額が固まっておらず、予算要求時には1,000円で簡易計上した。そのため、今年度の予算資料では1,000円であったが、額が確定したので3,500万円と記載した。

質問4の保険者努力支援制度において他市町の有益な取組についてということで、阪神各市において、特に有益と思われる取組はなかった。実際の調査内容について、まず第三者求償の取組状況では、川西市が医療機関の待合室のモニターで傷病届の提出に関する動画を流すという、他市町と違った取組を実施されている。2つ目の市町村事務処理標準システム導入状況について、既に阪神間での導入済が伊丹市と芦屋市のみで、本市については来年度に導入予定である。3番目が被保険者証と高齢受給者証の一体化の状況について、被保険者証がカード型、高齢受給者証が手帳サイズである。阪神間の状況は、現時点で一体化済みは伊丹市、芦屋市、三田市であり、尼崎市、西宮市、川西市は未定である。本市では、来年の8月に実施予定であり、本年11月に郵送した被保険者証の有効期限を7月末までとし、改めて8月に高齢受給者証と一体化した被保険者証を送付する。

（委員） 3点質問がある。

1点目。医療費の増加により普通交付金が増えたとあるが、これは基準財政需要額の医療費が増加して、結果として普通交付税が増加したのか。

2点目。国庫支出金の大幅増について、国庫支出金は一定の使い道が決まった補助金であるが、この金額の差が今まで指摘がなかった理由について、新型コロナウイルス感染症による減免が著しく金額がこんなに大きくなったのか。

3点目。保険者努力支援制度ということは、医療費適正化のための取組、例えば特定健診などが該当になるかと思うが、なぜ市町村事務処理標準処理システムの導入といった項目が取組内容として評価されているのか。

（事務局） 最初の質問について、これは普通交付税でなく普通交付金であり別物である。

2番目の国庫支出金の大幅増について、国庫支出金は広域化してから該当がなかったが、新型コロナウイルス感染症の関係で、令和2年よりその分が計上されるようになった。そして、主なものが保険税の減免についてである。

3点目、なぜ市町村事務処理標準システムが保険者努力支援制度の項目に入っているのかについて、これまで確認を取ったことがないため、根本的な理由は分からない。

議題1 宝塚市国民健康保険事業の財政運営について

兵庫県下で議論されている保険料水準の統一について、事務局から配布資料に基づき内容を説明した。

〈主な質疑・意見〉

(委 員) 公費が保険料の中に入った場合、その分だけ国の払う分が減るのか。極端な話だが、宝塚市で保険料を取らず、市の予算で全部まかなった場合どうなるのか。

保険税を払うのが困難な方に対して、宝塚市は非常に配慮されている。さらに所得の低い人たちに市が支出して負担を軽減した場合、収入を得ない分について減らした額で県から交付金を出す形にはならないのか。

(事 務 局) 県は、県の定めた標準保険料率で各市町が徴収した場合と、医療費の想定から納付金を算出している。今の仕組みでは納付金が算出できず、交付金が出せないのではないかと。県でもそういう形はできないように考えている。

(保険料水準統一の理由及びメリット、保険料水準統一のスケジュール、令和9年度の標準保険料率と本市保険税との差異について説明)

(委 員) この流れはもう決定しているのか。例えば、県が決めたことで宝塚市はやりませんということではできないのか。

(事 務 局) 保険料率の統一に関しては、県が全体で統一する形になっており、本市だけで独自にということではできない。資料には記載していないが、保険給付自体はどこでも大体一緒であるが、若干違うところもある。保険税の減免も各市町で違いがあるが、それも統一をしていく話もある。今年度から協議を進めていって、どこに統一をするのか、大勢を占めるところに統一をするのか、それ以外で統一するののかの話をしていくと、そういうところにおいて意見を言うことは可能だと考える。

(委 員) 兵庫県内は全市町統一するというようになっており、宝塚市は、特に所得が低い人たちを中心に減免制度とかルールを変えてきたが、全市町で統一されると、表の網掛けの部分は全部増える。増えても、その方へ対応をすると、ペナルティーでその分だけ県からの交付金は減る。

(事 務 局) ペナルティーで交付金が減るというお話だが、統一した場合のペナルティーは全然決まっていない。実際、そういった市町が出た場合にどういったペナルティーになるかは、今後の協議になるかと思う。国保財政は特別会計であり、一般会計からの繰入金という形になる。一般会計繰入金は基準があり、先ほどのケースは基準外繰入れという形になり、基準外繰入れについては基本的には国も県も認めないという形である。それについてはどうされるかという議論になってくる。

(委 員) 市町の保険料と同時に標準保険料率を下げるということだが、基金による引下げも不可、これは宝塚市が今持っている積立金、保険税を調整するように残っている。これも認めないということなのか。認めないということであれば、積立金は早く処理をしておかないとどうにもならないということなのか。

(事 務 局) 保険料を引き上げないために基金を使用しているのは、本市だけではない。国民健康保険の基金の本来の目的は赤字補填だけであり、拡大解釈で保険税の引き下げに使っているのが現状である。県としては完全に標準保険料率に統一するのだから格差も出ないはずである。その基金はどうなるのかという話だが、基金は各市町の税金で積み上げてきた基金なので、今後どうするかは協議事項になっている。各市町が基金をどう取り崩すかとか、それを県の基金に市町の規模に応じて、ある一定出してくれという話になるかは、今の段階では不透明な話である。

(委 員) 一般会計からの繰入れでなく、基金として調整用に保険税を積み立てて残っている。なので、一般会計であれば理解できるが、保険税としては載せている分で、宝塚市の場合は令和9年度に合わせて下げることが可能である。そのような中でまだ積立金があるという形になるので、どうするかも含めてもう少し詰める必要があるのではないかと。

(会 長) 基金の経緯並びに今後の扱い方は、検討していく必要がある。

(事 務 局) 現在は、統一に向けて、各市町の状況の把握にかかっている。先ほど課長から説明

をさせてもらったが、減免基準も全然違う。どこの水準に合わせていくのか、その辺を各市町にヒアリングしながら県も今調整している。我々も情報が入り次第、皆様には提供させていただくので、宝塚市としてどう解決していけばいいのかについて、ここで意見交換ができたらと思っている。

- (委 員) 既に完全統一を行っている大阪府について、どういう議論が展開されて、どのような状況なのか、情報があればお教えいただきたい。
- (事 務 局) 情報については、兵庫県から提示されていないため、詳しいことは分からない。
- (委 員) 前例という形で情報を提供できるのではないかと、ご質問させていただいた。
続いて、8ページの宝塚市の標準と宝塚市の実際、県統一時の標準保険料率を拝見して、今後所得割と均等割が重要になるのではないかと。宝塚市については、所得の一定高い人たちにご負担いただいて、片や均等割ということで多くのお子さんがおられる家族については一定軽減されてきている経緯がある。子どもの多い世帯については若干しわ寄せが多くなっていく。県の統一標準保険料率は所得割であれ、平等割であれ、均等割であれ軽減されるということは、もし県統一時に合わせているのであれば問題ないが、人口構造が変化するという事は、結果としてこの県統一時の標準保険料率が今は7.2%の所得割、平等割は3万1,000円だが、悪化する可能性があるのではないかと。兵庫県は完全統一をするという形で示してきているので、この人口構図が見事に反映されてくると思う。このあたりは担当の皆様はどう受け止めているのか、そのあたりをご意見として聞かせていただきたい。
- (事 務 局) あくまで担当としての想定だが、令和9年度までは県の想定から大きく外れないと思っている。ただ、人口の動態について、これは令和9年度までの想定ではかなり変わってくると思うが、兵庫県に限らず日本全国の話なので、今の段階で議論のしようがない。正直に国保制度自体もどうなるか分からない。なので、令和9年度の県下の統一に向けてどうするか、一番問題になるのが均等割と所得割の考え方が本市と県統一とで少し差がある。それをどう近づけていくか、流れとしても本市だけこの流れに逆らって統一反対という話ではできないので、いかにソフトランディングしていくかという話しか担当としては言いようがない。それに向けて、どういう形で近づけていけば良いのかというところだと思っている。
- (委 員) そのとおりだと思う。最初の出発点は全県であり、これはもう変えられない。要はどう激変緩和をしていくのかというストーリーでいかないと、令和9年度はもう間近である。スタート時点を明確にしておいたほうが良く、令和9年度もしくは完全統一までどう持っていくのかが一番のポイントなので、そこを議論してほしい。
- (事 務 局) 兵庫県の統一をしていくという前提を、宝塚市だけ反対をして止められるという流れではない。財政的に既に平成30年度の広域化のときに完全ではないが県と各市町は一体化している。その流れで標準保険料率の統一という話になっている。実際、今の本市の保険税率と標準保険料率、常に乖離があり、それが今の県の試算でもより乖離が出てくるので、それで皆さんが下がれば何の問題もなくそれに合わせて保険税率を下げさせていただくという考え方もある。市長から諮問を行う際には、今の前提条件等をはっきりとさせた上でお願いしたいと考えている。
- (委 員) 令和4年度の国民健康保険運営協議会は「令和5年度の財政運営をどうするか」という話であるが、その先には令和9年度の統一に向けてのビジョンをある程度考えていくという理解でよろしいか。
- (事 務 局) 令和9年度に向けて議論していただくのに、今県から示されているのが保険料率を統一という話だけはっきりとしている。給付事務や減免の話は統一しないといけないうことは決まっているが、具体的にどう統一するかを協議している最中である。令和9年度までにどうしていくかということについては、その都度情報が出た段階でこちらからどういう形で中間地点の議論をお願いするかとなると思う。差し迫っては令和5年度の財政運用について、ただその際には今後そういう話も出てくるということを押さえた上でお願いとなると思っている。
- (委 員) 試算の表はすごく分かりやすかったが、低所得者世帯の負担が増えてしまうという

ことは、それにより収納率が下がるのではないかという懸念がある。今は収納率が宝塚市の運営に直結するので、いろいろ働きかけをされていると思うが、それが県全体のお財布になった場合、宝塚市としての力の入れ具合が鈍るのではないか、また収納率に対して、もしかしたら県からペナルティーを課されるという可能性はあるのか疑問に思う。

もう一点、保険者努力支援制度について、この頂いた資料の淡路市の政策で、LINEを活用した保健事業の周知・広報という事業が載っていてすごくいいなと思ったので、ぜひ宝塚市でも、もっと気軽に予約できるようなシステムがあると利用しやすいのではと思う。

(事務局) 収納率については、納付金の算定に収納率も加味されているので、ペナルティーと言えば納付金が上がる。

続いてのシステムの話だが、宝塚市にも公式のLINE等もあるので、今の段階では何もできていないので、検討していく。

(委員) マイナンバーカードと統一した場合、何か財政的に変化はあるのか。

(事務局) 国保財政に何か変化があるかということでは、現状全く変化はない。また、保険証として使えるのかという質問がよくあるが、使うことは可能という話でとどまっている。将来的に保険証を無くすという話がマスコミ等でも言われているが、具体的に厚労省からの通知が各保険者に来ていないので、情報が出てきましたらお伝えさせていただきます。

(会長) 各市町で国民健康保険税が上がらないように、予防的なことに一生懸命やっているところが緩まないのかがとても心配なところである。県はそこにもっと強く来るかと、淡路市みたいなことを全市町でやりなさいとか、もっといろいろな取組をやりなさいということが出てくるのかと推測している。そうなったときにこの審議会等とどのような取組を行うところとどう連携するのか。こっちだけが頑張っても駄目な状況が起こってくるのではないか。そういった連携というのはどのようにしているのか、または今後どうしていくのかみたいなのがあれば教えてほしい。

(事務局) 今後保健事業についても県から、事務の統一と同様に保健事業の統一という話も出てくると思う。それに対して縛りも出てくる可能性がある。本市では健康推進課が主に保健事業を実施しているが、そこの連携について今も連携しているが、状況に合わせてよく協議をしていきたいと思っている。

(委員) 同一所得、同一保険料が完全統一の条件かと思ったが、保険者努力支援関係も一定無くなってしまうのか。

(事務局) 財政審議会では財務省が厚労省に対して努力支援制度自体をやめろという話も出ているが、現時点では不透明である。私が申し上げたのは、給付事業や減免の分も合わせて県下で統一していこうという縛りがかかる可能性が高いというお話をさせていただいているので、全くなくなるという意味ではない。

(委員) 厚労省と財務省で一定議論がなされているということか。

(事務局) 財政審議会で、保険者努力支援制度自体が事業をするのに補助金を出して、それで事業成果が上がったらそれに対して補助金を出すと、そんなことをせずにストレートに出せばいいではないかという話が上がっている。まだ決定事項ではないが、財政審議会で出るというのは、当然財務省の査定が厳しくなるという段階の話である。

(会長) では、皆さんからご意見・ご質問がなければ、事務局から次回以降の日程について、ご説明をお願いしたい。

(事務局) 次回以降の日程だが、第3回は12月23日金曜日、市役所の2-4、2-5会議室で開催予定である。第4回は1月16日の月曜日、第5回は1月26日の木曜日ということでご提案をさせていただいている。いずれも1時半からさせていただく。次の第3回については、県から仮算定の納付金が出ているので、それに対し諮問をさせていただく予定をしている。

(会長) 日程スケジュールに関してはよろしいか。

では、ご意見がないということで、本日の協議会はこれで終了させていただく。